

「名詞十を十自動詞」表現形式について

Concerning 「Noun+O+Intransitive Verb」

周国龍*

Guo Long ZHOU

要　旨

本稿は「名詞十を十自動詞」表現形式の使用において、移動格「を」にどのような制約条件があり、名詞と動詞はどのような役割を果たすかについて考察した。その結果、移動格「を」に、名詞の場所性、名詞の示した領域を離脱するためにはっきりした境界線と離脱点が不可欠であるといった制約条件があることが明らかになった。また離脱を表す機能のみがあるため、離脱を表すと同時に到着点を表すことはできない。「移動の過程」内にも境界線と離脱点が存在することを明らかにした。そして表現形式の成立に名詞も動詞もそれぞれ役割を果たしていることについても考察した。

キーワード：移動格　領域　境界線　離脱点　制約条件

0. はじめに

本稿は「名詞十を十自動詞」表現形式において、移動を表す格助詞「を」（以下移動格「を」とする）に関する使用の制約条件及びこの表現形式における名詞と動詞の役割について考察する。

「名詞十を十自動詞」表現形式は移動格「を」を中心にその前に来る名詞とその後に来る自動詞との組み合わせで成り立ち、名詞で示された場所^(注1)という領域を離脱する機能を有し、動詞の意味によって「出発点」、「経過点」と「移動の過程」の三種類に分類されている。「名詞十を十自動詞」表現形式の成立には名詞で示された場所という領域を離脱する必要がある。領域を離脱するには領域内と領域外という二つの領域が存在し、領域間にははっきりした境界線があり、領域を離脱する地点即ち離脱点があるといった制約条件

*本学教授、対照言語学 (Contrastive Linguistics)

がある。また、従来「移動の過程」に関しては領域内での移動とされてきたが、もし「出発点」、「経過点」と同じように領域内と領域外があり、領域間に境界線と離脱点が存在し、領域を離脱する機能を有すると説明することができるならば、「出発点」、「経過点」、「移動の過程」三種の意味において統一した制約条件があることになり、より明瞭な説明が可能になるのではないかと考える。これらを明らかにしたい。

1. 移動格「を」の制約条件

「出発点」、「経過点」、「移動の過程」の意味が実現されるには移動格「を」の制約条件が満たされなければならない。

1.1 名詞の場所性

「名詞 + を + 自動詞」表現形式において名詞は離脱する場所を表すため、場所性のある名詞でなければならない。場所性がなければ場所化をさせるという手段を講じ名詞に場所性を持たせなければならない。

- ×1. 次郎が花子を離れた。^(注2)
- 2. 次郎が花子のそばを離れた。^(注2)

「花子」は人間を表す名詞で場所性は認められない。人間を出発点の場所としては常識的に不可能であろうから、「そば」といった場所を意味する言葉を付け加えて場所性を持たせる方策を講じなければならない。例2のように場所性が認められれば文法的な表現になるわけである。次の例も同じである。

- ×3. 太郎は花子を通った。
- 4. 太郎は花子のそばを通った。

「経過点」の場合も同じく場所性のある名詞でなければならない。「花子」だけでは場所性がなく非文法的な表現であるが、花子に「そば」を付け加え場所性を持たせることにより文法的な表現になる。

- ×5. 棒を回った。
- 6. 棒のまわりを回った。^(注3)

例5において「棒」にはまったく場所性がないわけではなかろうが、「棒」で示される領域内で「回れる」程の場所が確保できるか否かが問題である。それに「まわり」をつけ、「移動の過程」において移動できる程、ここでは「回れる」程の場所が確保できたと認識されれば文法的な表現になるわけである。

このように、移動格「を」にとって名詞には場所性が不可欠だという制約条件がある。

1.2 領域間に境界線と離脱点が不可欠

移動格「を」の意味する移動は領域内から領域外への移動で、領域の離脱が実現されるためには領域間に境界線がはっきりしていなければならず、また領域を離脱するに際し、はっきりした離脱点が認識されうるものでなければならない。

×7. 真っ赤な朝日が東を出ました。 (注4)

8. 真っ赤な朝日が地平線を出ました。

例7の「東」は例8の「地平線」に変つただけで、文法的な表現になる。同じ「名詞＋を＋自動詞」表現形式ではあるが、名詞が異なつただけでこのように文法的な表現と非文法的な表現といった大きな差異が生じたわけである。何故このように違ってくるのか、またこのような違いはどこから生じたのか、明らかにする必要がある。これは、領域を離脱するためにはっきりした離脱点の明示が必要である、という移動格「を」の制約条件に起因すると考えられる。手元にある辞書を調べてみたところ、「東」と「地平線」は次のように説明されている。

東：(注5)

広辞苑：①四方の一。日の出る方。東方。

明鏡国語辞典：①方角の一つで、太陽の昇ってくる方向。北に向かって右。また、その方向にある場所。

現代国語例解辞典：方角の名。日の出る方向

地平線：

広辞苑：①海または平原が空と接する一線。自然地平。

明鏡国語辞典：広野などで、大地と空と境界としてほぼ水平に見える線。地平

現代国語例解辞典：眺望の開けた所で見える、空と地との境界線。

以上のように、「東」にははっきりした境界線があるといった記述はどの辞書にも見当たらないのに対し、「地平線」についてはどれもはっきりした境界線があるといった説明が見られる。「地平線」にははっきりした境界線があるから、領域を離脱する時に自ずと離脱点の存在が認識されることになる。それで移動格「を」の制約条件に満たし文法的な表現になる。一方「東」はこの制約条件から逸脱したため非文法的な表現になったのだと考えられる。

×9. 部屋の中を出る。

10. 部屋を出る。

これについては鈴木（1997:67）は次のように説明している。「「部屋の中」の「中」も境界がはっきりしない。このような境界のはっきりしないものは、出発点としての地点・地域といった性格がうすれ、単に方向を示すものに近づくために、しつくりしない表現となってしまう」。一方、「部屋」となれば、「部屋」という領域内と部屋の外いわゆる領域外と

の境界線がはっきりしていて、当然離脱点も認識される。それで移動格「を」が必要とする境界線と離脱点が存在することにより文法的な表現になるのである。

×11. 海を出る。

「海」は「広大無辺のもので、その境界がはっきりしないからである」と鈴木(1997:67)は指摘している。これに対して、杉本(1995:125)は「これは、広い領域の場合、起点の「を」であっても、一義的に方向性が定まらないため不適格になると考えられる」と違う視点から論じている。しかし広大無辺であっても次のような例は文法的な表現として成立するのである。

12. 台風6号は日本列島を離れ、海上で熱帯低気圧に変わりました。^(注6)

「日本列島」もある意味で広大無辺と言ってよからうが、「日本列島」という領域を離脱するのだから、境界線がはっきりしているわけで文法的な表現として成立するのである。

「出発点」においては移動格「を」にとっては離脱点さえはっきりしていればよく、離脱点がはっきりすれば領域を離脱するために方向性も自ずと定まってくるだろう。領域間の境界線が認識されにくく離脱点がはっきりしないから方向性が定まらなくなつたのだと考えるべきであり、この意味で境界線と離脱点の有無がより重要であると理解してよからう。

このように見てくれれば、「出発点」において移動格「を」にとって、領域が認識されうる上領域間にはっきりした境界線があり、離脱点がはっきり認識されなければならないという制約条件があることが明らかである。

「経過点」の場合も同じことが言えると考えられる。

13. 玄関を入って二番目の部屋が診察室です。^(注7)

「玄関」を一つの領域とし、この領域を経過点として通過し領域を離脱する。通常、「玄関」は広がりのある空間として認識されるであろうが、この広がりのある空間はどれほどの広さであっても領域を通過して離脱する地点に領域内と領域外との間に境界線ができ、経過点即ち領域を離脱する離脱点が生じることになる。この点について、森田(1988:46)は次のように説明している。「経過点であるから、観念としては地点であるが、事実としては、「トンネルを抜ける」「国境の山脈を越える」のような線状・面状の場所であってもかまわない。その箇所を通り抜けて向こう側へ進む意識（境界点を通過意識）ならよい」。森田が説明したとおり、領域内を通過する過程は存在するであろうが、「経過点」である以上、通過の過程よりも通過して最終的に領域を離脱する「経過点」、即ち離脱点が焦点になるべきである。従って通過する領域がどれほどの広さであっても通過するための経過点さえあればよいわけである。経過点においても同じく領域内と領域外という領域間に境界線がはっきりし、経過点、実質的には離脱点が認識されれば、移動格「を」の制約条件に満たされるわけである。従って例13も領域内の「玄関」から領域外の部屋に入るために通らなければならぬ経過点として認識されたから移動格「を」の制約条件に満たし文法的な表

現だと認められるのである。

「移動の過程」についても同じことが言えるであろう。

×14. プールを泳ぐ.

15. プールの第二コースを泳ぐ. (注8)

これについて、鈴木（1997:64）は「ある距離にわたっての直線的な道筋・経路が前提となっている」と説明しているが、何故直線的な道筋・経路が前提となれば文法的な表現になるのかについて詳しくは説明されていない。森田（1988:370）は「「を」は移動動作や移動現象が開始し、また、進行する場面をどこと指示する働きを持っている」と指摘している。この考え方によれば、「プール」は移動動作の開始地点とは言えそうであろうが、移動先との境界線とは認識されにくい。よって、非文法的な表現になるわけである。しかし、「第二コース」を加えることによって、「第三コース」等といった領域外の移動先が想像されやすくなり、目的意識を持った移動が可能になる。目的意識があるから、方向性が定まった直線的な道筋・経路に沿って移動することも当然の帰結になるであろう。だから、「プールを泳ぐ」は非文法的な表現で、「プールの第二コースを泳ぐ」にすれば文法的な表現になるのである。これは同じく「移動の過程」と分類される「道を歩く」でも説明することが可能である。一見「道を歩く」と「プールを泳ぐ」とは形式上まったく一緒のように見えるが、実は領域間に境界線の有無を認識できるか否かという点において大きく異なっているのである。ここに注目したいのがプールは囲まれた空間で、泳いでプールという領域を離脱することは不可能であるのに対し、歩いて道という領域を離脱し、例えばビルなど領域外への移動は容易に想像されるであろう。少なくとも領域間の境界線が認識されやすくなり、領域外への移動も可能になるわけである。「飛行機が空を飛ぶ」も同じであり、いずれどこかに着陸することになる。それで、空と陸地との間に境界線ができ、領域を離脱するための離脱点が認識されうるため文法的な表現だと考えられる所以であろう。同じ考え方で、「プールを泳ぐ」は領域間の境界線が認識されにくいから非文法的な表現になり、「第二コース」によって領域間の境界線が想像されやすくなれば、離脱点ができ、領域外への移動が考えられるようになるから文法的な表現になったのだと考えてよかろう。

「移動の過程」においても領域間に境界線があり、離脱点が認識されなければならないという制約条件が存在するわけである。

移動格「を」において、「移動の過程」を含め、領域内と領域外があり、その領域間に境界線があり、離脱点があるという制約条件があることが明らかで、この制約条件にかなうもののみ文法的な表現として成立する。

1.3 離脱点だけの含意

移動格「を」は主に「名詞+を+自動詞」表現形式の名詞で示した領域の離脱を意味す

る。領域を離脱するのだから、領域外の目的地への移動の意味は潜在的に含有するであろうが、離脱してからどこに向かおうが到着点はどこであろうが基本的に無関心で、到達点を直接に明示することはできない。

×16. 羽田をアメリカへ出発します。^(注9)

羽田を出発してからどこかに到達することは間違いないだろう。しかし、移動格「を」は離脱の表明に重点がおかれて、到達点には無関心と言っていいようである。

×17. 花子が部屋を廊下に出た。^(注10)

×18. ザルツブルクを音楽の天才が出た。^(注11)

菅井（2003:493）は「「出る」が意味的に《離脱》より《出現》の側面を前景化したもの」だと説明している。音楽の天才は「ザルツブルク」を離脱して「世の中」に出現即ち到達したと意味するわけだから、到達点を前景化し直接明言することになり、非文法的な表現になるのである。例17も同じである。

×19. 二階をあがる。

×20. 一階を降りる。

名詞が移動の到達点を表す意味の場合、非文法的な表現になるのは「を」に離脱を表す機能があるので、到達点を表す機能がないからである。

「出発点」、「経過点」、「移動の過程」において、移動格「を」は離脱を表すことができるが、直接「到達点」を表すことはできないという制約条件がある。

このように、「名詞十を十自動詞」表現形式の使用に当たって、移動格「を」には名詞の場所性、領域におけるはっきりした境界線と離脱点があり、到達点は前景化して直接表すことができないといった制約条件があり、これらの制約条件に満たされたもののみ文法的な表現になり、満たされなければ非文法的な表現になる。

2. 名詞と自動詞について

「名詞十を十自動詞」表現形式において、移動格「を」には名詞に場所性の意味を含有し、且つ領域間にははっきりした境界線があり、領域を離脱するときに離脱点が存在するといった制約条件があることを前節で考察してきたが、本節では名詞と動詞はどのようにしてこのような制約条件に満たした上、その役割を果たすかを考察していく。

2.1 名詞について

まず名詞を中心に考察を進める。

場所性のある名詞には広がりのない点と認識するか、広がりのある面と認識するかという問題が存在する。移動格「を」にとって、名詞の場所は「点」でなければならない。

21. 東京で家を建てる。

22. 東京に家を建てる.
23. 庭で木を植える.
24. 庭に木を植える.

「東京」、「庭」は場所を表す名詞で広がりのある面であることはいうまでもない。しかし、このような例を見てわかるように広がりのない点としても広がりのある面としても認識することができる。これについては、森田（1988:351）は、「に」について次のように指摘している。「場所を表す名詞は「広がりのある面積を持った二次元の世界で示しても、その動詞が意味する移動の存在の成立にかかる場所はただの地点に過ぎない」。この指摘は移動格「を」にかかる名詞で示している場所についても同じことが言える。

25. 太郎が急用で部屋を出て行った. (注 12)
- ×26. 太郎が急用で部屋の中を出て行った.

「部屋を」を「部屋の中を」に言い換えたら、たちまち非文法的な表現になる。この文法的な表現と非文法的な表現の違いは場所を明確な点と認識できるかどうかにある。「部屋の中」は明確な一地点としては認識できない。広がりのある面としての任意の一地点と認識されれば当然境界線はどこにあるのか、離脱点はどこにあるのかはっきりさせることができなくなるから非文法的な表現になったのである。「部屋」は広がりのある空間ではあるが、「部屋」という領域と別の領域とのはっきりした境界線が認識され、離脱点ははっきりしているから点とみなすことができる。従って文法的な表現だと認められるわけである。このように、領域間に境界線があると認められ、且つ離脱する点として認識されれば、広がりのある面としての名詞であっても、点とみなすことができる。

これは通過点としての名詞でも同じである。

27. 花子が交差点を左折した. (注 13)
28. 花子が交差点で左折した.
- ×29. 花子が砂漠の真ん中を左折した. (注 13)
30. 花子が砂漠の真ん中で左折した.

森田（1998:1254～1255）が指摘したように、「「を」が行為の目標場所を、「で」が示された場面での行為自体を問題とするところから、「を」の場合はその場面外にあって“どこそこを”と考慮する意識が、「で」の場合はその場面内にあって何かを行ふという意識が生まれる」。森田が言うように、例 27 で「どこそこを」考慮する領域外の場所を考えられるので、交差点を経過点として「場面外の目標場所」への移動は可能である。交差点を「面」として認識することもできるが、離脱するに当たっては領域内と領域外の間に境界線があり、離脱する時の地点も考えられるわけである。一方、例 29 では「場面外の目標場所」も同じ砂漠で領域内と領域外とのはっきりした境界線が認められず、当然離脱点も認識されにくい。従って「砂漠の真ん中」は離脱する「点」と見なすことができず非文法的

な表現になるわけである。

13. 玄関を入って二番目の部屋が診察室です。 (前出)

「玄関」と部屋は別々の空間だと一般的に認識されるため、当然領域内と領域外との間に境界線の存在が認識される。「場面外の目標場所」へ移動するためにそこを通過しなければならない。境界線を通過するには必ず離脱点が存在する。ここでは玄関を通過する点とみなすことで初めてその領域を通過することが可能になるわけである。

31. トンネルを抜ける。

例 31において、トンネルは非常に長いかもしれないが、トンネルという領域内でいくら移動があっても「抜ける」ととはいえない。領域を離脱する地点、即ち移動格「を」が求める離脱点から領域外に移動して初めて「抜ける」といえる。これでわかるように、経過の場合においてはいくら広がりのある面であっても、「点」とみなされなければ、「抜ける」意味の実現が不可能なのである。だから移動格「を」にとって、広がりあるの面であっても通過するには広がりのある「面」を離脱する「点」とみなされるからこそ移動格「を」の移動の機能が実現されるのである。移動格「を」にとって離脱する点の有無が非常に重要であり、通過するための離脱を実現するために名詞は広がりのある空間であっても点と見なすことができるかどうかが表現の成立に関わる重要な要因なのである。

「出発点」と「経過点」について、領域間の境界線、特に離脱する点が認識されることで初めて成り立つと論じてきたが、「移動の過程」においても、同じ移動格「を」が使用されているのだから、「移動の過程」における名詞も同じように面ではなく点があつてもよそうなのではないかと考えられる。「移動の過程」における点の有無についても考察してみる。

32. 道を歩く。

33. 公園を散歩する。

34. 人工衛星は地球を回っている。 (注 14)

35. 飛行機が空を飛ぶ。

例 32～35 の名詞は広がりのある面で、点はないと見るのが普通である。しかし、名詞で示された表面的な場所をみるのではなく、より重要なのは名詞で示された場所の内部に目を向けて分析してみるとことである。

「移動の過程」の場合においても例外なく離脱を伴わずに移動することは不可能で何らかの形で離脱を伴っているのではないかと考えられ、かつこのほうが移動格「を」の機能にも合致するはずだと考えられる。

「移動の過程」において、移動の全過程は一地点一地点からなる。この一地点で一区間が形成され、不可分的な一区間一区間の連続によって移動の全過程が形成される。一区間と近隣の一区間との間に境界線ができ、一区間から次の区間へ移動する時の離脱点となる。例 32 で言えば、今歩いている一歩が正にその連続的な区間のうちの一区間で、一步一歩と

区間を連続的に離脱することによって「道を歩く」ことが成立するわけである。このように分析すれば「移動の過程」で移動の全過程において領域内と領域外が認められるだけでなく、全過程の内部においても連続的な区間の間に境界線があり、区間を離脱する離脱点が存在し、区間の連続的離脱により成り立っているわけである。このように考えれば、移動格「を」の機能にも合致することになるのではないかと思われる。

このように、「移動の過程」においても移動格「を」は領域を離脱する機能が果たされる。名詞で示される領域内から領域外への移動を実現させるためには領域間に境界線が存在し、かつ領域外へ移動するに当たって離脱点が存在する。そして領域外が容易に想像されることが明らかになった。さらに「移動の過程」内において連續で不可分的な一区間一区間からなる領域が存在し、この区間の移動によって、移動の全過程が実現され最終的に名詞で示される領域外へ移動するわけである。これによって「移動の過程」も基本的に「出発点」、「経過点」と同じように領域の離脱という機能を含有することが明らかになった。

以上は名詞を中心に考察してきた。「出発点」、「経過点」、「移動の過程」において名詞は領域を点と見なし離脱する点があることを認識する必要は言うまでもないが、「移動の過程」においても名詞で表す領域内にも境界線があり、離脱する「点」が存在することを認識する必要があることが明らかになった。

2.2 動詞の役割について

「名詞+を+自動詞」表現形式において動詞もその役割を果たしている。

「名詞+を+自動詞」表現形式において、移動の場所に重点がおかれているという指摘がある。これは名詞の表す場所からの離脱を着目しているからであろう。しかし、名詞に移動の場所になりうるにしても方向性、はっきりした離脱点など認識されにくいような場合、領域外への移動の意味を含有する動詞の帮助で「名詞+を+自動詞」表現形式を成立させる場合がある。

×36. 太郎が川を泳ぐ。

37. 太郎が川を渡る。

「泳ぐ」は「川」という領域を離脱すると認識されないため、非文法的な表現だと言われるが、一方、同じ「川」であっても「渡る」となれば、「川」という領域を離脱し、向こう岸へと理解されることにより、成立できるわけである。

×38. 教室を散歩する。

39. 教室を走り回る。

「教室」は「散歩する」場所としては考えられにくいが、それを「走り回る」に置き換えれば文法的な表現になる。

40. 階段を転げ落ちる。

×41. 階段を落ちる.

「転げ落ちる」は移動の過程の意味も含められるので、移動の過程を表す名詞の階段であれば成り立つわけだが、「落ちる」は「移動の過程」の意味がなく、到着点だけの意味になり離脱を表さなければならぬ移動格「を」の制約条件を逸脱するため、非文法的な表現になる。

動詞の時制から表現の意味が変わることもあるようである。

42. リュックサックを背負った若者がつり橋を渡っているのが見えた。^(注15)

43. リュックサックを背負った若者がつり橋を渡ったのが見えた.

「渡っている」はいわゆる現在進行中で、正に渡っている最中であり、「つり橋」は「移動の過程」の場所であり、「渡った」になれば、「つり橋」は離脱点と理解されるであろう。

広がりのある面を表す名詞で、「移動の過程」としても、「経過点」としても成立可能な場合、動詞の時制しだいでどちらになるかが決まる。このように動詞の時制は表現形式の意味に影響を与えることもある。

以上、見てきたように動詞は「名詞+を+自動詞」表現形式の意味に影響を与えることがある。場合によっては表現の成立如何にかかわることもある。

第二節で考察してきたように、「名詞+を+自動詞」表現形式において、移動格「を」はされることながら、名詞も動詞も表現の成立とその意味に影響を与えることがわかる。

3. 終わりに

本稿は「名詞+を+自動詞」表現形式において主に移動格「を」を中心に考察してきた。移動格「を」には名詞で示される領域を離脱する機能を有し、自動詞の意味によって「出発点」、「経過点」、「移動の過程」の三種の意味に分類される。この機能と意味が実現されるために、移動格「を」は制約条件に満たさなければならない。

1、 場所性のある名詞で、表す場所は広がりのある面であっても、点とみなされ、一つの領域とみなされる必要がある。

2、 示された場所は一つの領域とみなし、領域内と領域外との間にはつきりした領域間の境界線があり、領域を離脱するには離脱点が認識できなければならない。

3、「移動の過程」において、領域全体は連続的点的な軌跡の点によって構成され、各々の点は一つの区間とみなさなければならない。

4、 移動格「を」は離脱の機能を果たすが、到着点を同時に表すことはできない。

「名詞+を+自動詞」表現形式の成立に、移動格「を」は重要な役割を果たしているが、名詞も動詞も大きく寄与しているのである。

注1：ここで言う場所とは空間のことと、時間の移動等を表す場合もあるが、本稿は空間に限って

考察する。

注 2：菅井（2003）p. 490

注 3：杉本（1995）p. 128

注 4：鈴木 忍（1997）p. 67

注 5：『広辞苑第五版』 『小学館現代国語例解辞典 第一版』 『大修館明鏡国語辞典』

注 6：菅井（2003）p. 491

注 7：森田良行（1988）p. 363

注 8：鈴木 忍（1997）p. 64

注 9：鈴木 忍（1997）p. 65

注 10：菅井（2003）p. 488

注 11：菅井（2003）p. 493

注 12：菅井（2003）p. 476

注 13：菅井（2003）p. 482

注 14：杉本（1995）p. 126

注 15：鈴木忍（1997）p. 61

参考文献

菅井三実（2003）「空間における文法格「を」の意味分析」『日本語論究 7 語彙と文法と』（田島航堂・丹羽一彌編） 和泉書院

菅井三実（1998）「対格スキーマ的分析とネットワーク化」『名古屋大学文学部研究論集』130号（文学44）

杉本 武（1995）「移動格の「を」について」 『日本語研究・第15号』 東京都立大学国語学研究室

鈴木 忍（1997）『教師用日本語教育ハンドブック 文法I』 国際交流基金 日本語国際センター

森田良行（1988）『日本語の類意表現』 創拓社

森田良行（1998）『基礎日本語辞典』 角川書店